いじめ防止基本方針

熊本県立多良木高等学校

◆１　いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

「いじめ」とは､児童等に対して､当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって､当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

◆２　いじめの防止等の基本理念

いじめは、「どの学校においても、どの子どもにも起こり得ること」で、全ての生徒に関係する問題である。状況によっては生命にも関わる重大な事象を引き起こしうることを十分認識しておく必要がある。いじめ防止等の対策は､全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校内外を問わず､いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

◆３　いじめの理解

いじめは、どの学校にも、どの子どもにでも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて､いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で黙認の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

◆４　いじめの防止等の対策のための組織

組　織：学校内にいじめの防止等のために「いじめ防止対策委員会」を設置。
構成員：スクールカウンセラー（外部専門家）・校長・教頭・教務主任
　　・生徒指導主事・教育支援部長・養護教諭・各学年主任
役　割：いじめ防止等のための年間計画の作成・実行・検証等
　　（アンケート・個人面談・全校集会等）
　★いじめ事案があった場合の情報、事実の正確な把握と確認や情報や現状認識の共有化、対応策についての具体的な検討

◆５　年間計画の検証

①いじめ防止の取り組み年間計画
　別紙参照
②年間の取組についての検証
　いじめ防止対策委員会を６月、１２月、２月に実施し、その結果を踏まえ、職員全体で校内研修会を開き、現状報告とＰＤＣＡサイクルの見直しを図る。

◆６　いじめ防止等に関する基本的な考え方（取組）

①いじめの未然防止

根本的ないじめの問題克服のためには､全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を､いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、朝の読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い､自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。

取組１：人権教育の充実　学期に１回人権教育のＬＨＲを実施する。
（５、１０、２月）
〇人権に配慮した情報機器の利用(インターネットによる誹謗中傷の根絶)
〇アサーションによる効果的な対応の仕方
〇部落差別
取組２：「命を大切にする心」を育む指導プログラム
〇始業式・全校集会・ＰＴＡ総会・部活動キャプテン集会等による講話
〇５月を始めとし、朝自習を利用した記事の書き写し
内容：いじめ・自殺・家族愛・友情・命とは
〇性教育講演会（６月）
取組３：「心のきずなを深める月間」の取組
〇学校独自のアンケートの実施、集計、解決に向けての取組
取組４：「家庭」「保健」「理科」「情報」等の教科での取組
取組５：生徒会活動として「いじめ根絶宣言文」の宣誓と全校での唱和

②いじめの早期発見

いじめの早期発見は、全ての職員や保護者が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは職員・保護者の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることが多い。そこで、ささいな兆候であっても､いじめではないかと疑いを持ち、早い段階から的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりせずに積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談室の活用や相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに家庭､地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

取組１：６月、１１月のアンケート調査
取組２：教育相談室の設置と利用の周知(生徒・保護者・・全校集会・ＰＴＡ総会)
スクールカウンセラー（平成２６年度から配置）の活用。
取組３：４月からの個別面談実施
（１年：生活状況、２年：生活状況及び進路、３年：進路の三者面談等）
取組４：学期に１回生徒理解の研修会を実施し、情報交換と共通認識を図る。

③いじめへの対処

まず大切なことは、初期対応である。いじめであることが認知された場合、被害者及びそれを知らせてくれた生徒の安全を確保するとともに、いじめの被害者・加害者の両方から事情を正確に把握し、いじめ防止等の対策のための組織「対策委員会」を開き、必要に応じて、速やかに校長に連絡する。特に、事案については、特定の教職員だけで抱え込まず、学校組織として対応し、いじめられた生徒を守り通すとともに、いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を密にして取り組む。

〇被害者への対応・・・心の支えになれることを第一に考える。（共感）
・・・生徒の成長を促す指導を心掛ける。（支援）

〇加害者への対応・・・生徒の話を途中で遮らず、理由、言い分をしっかり聞く。（傾聴・理解）
・・・いかなる場合でもいじめは絶対に許されないことを理解させる。（指導）

〇集団への対応・・・・傍観することはいじめを認め、助長することだということを指導し、いじめを絶対に許さない心情を高めていく。
・・・・いじめを絶対に許さない雰囲気づくり
・・・・早期発見、早期対応・指導、継続した指導
＜理解→指導→支援＞
・・・・生徒会活動としての取り組み

◆７　重大事態への対処

①重大事態の発生

重大事態の意味

いじめ防止対策推進法第２８条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に揚げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第１号の「**生命、心身又は財産に重大な被害**」については、以下に示す項目など、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

〇児童生徒が自殺を企画した場合
〇身体に重大な傷害を負った場合
〇金品等に重大な被害を被った場合
〇精神性の疾患を発症した場合

第２号の「**相当の期間**」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。但し、一定期間、継続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

②重大事態の報告・調査

学校は、対策委員会等で重大事態と判断した場合、県教育委員会を通じて県知事へ、事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。その際、県教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、又は人的措置も含めた適切な支援を行い、学校と一体となって調査を実施する。

県知事は、県教育委員会からの当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、県教育委員会からの調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。